

～事業主の皆様へ～

知っておきたい“適用関係届等のQ & A”

Q、従業員の昇給を行ったときは、どのような手続きが必要でしょうか。

A、事業所を管轄している年金事務所に「被保険者報酬月額変更届」を提出してください。

届書を提出すると被保険者の標準報酬が改定されます。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、固定的賃金の変動があった月から起算して4か月目から標準報酬月額の改定が行われ、保険料や保険給付の額が変更されます。

【届書・申請書名】健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届

【添付書類】必要に応じて事実確認できる書類

【提出時期】昇（降）給等により、固定的賃金の変動のあった月（変更後の支払月）から3か月を経過したとき

【留意点】

改定月の初日から起算して60日以上遅延した届出の場合又は標準報酬月額を大幅に引き下げる場合は、賃金台帳等の写しの添付が必要となります。（役員の場合は、取締役会の議事録等）

Q、どのような場合に随時改定が必要となりますか。

A、被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定が行われるまでは変更されませんが、昇給や降給によって、被保険者の受ける報酬の額が大幅に変動した場合、標準報酬月額の改定を行うことができるようになっています。

これを標準報酬月額の「随時改定」といい、次の3つのすべてにあてはまる場合に行われま

- ① 昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき
 - ② 固定的賃金の変動月以後引き続く3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
 - ③ 3か月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき
- 但し、次の場合は、随時改定の要件には該当しませんので、被保険者報酬月額変更届の提出は不要です。

- (1) 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- (2) 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

詳しくは、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

<電話番号のおかけ間違いにご注意ください>

最近、年金事務所にお問い合わせ等をいただく際に、間違い電話が多数発生しております。お問い合わせの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないよう、お願い申し上げます。